

各町会長様

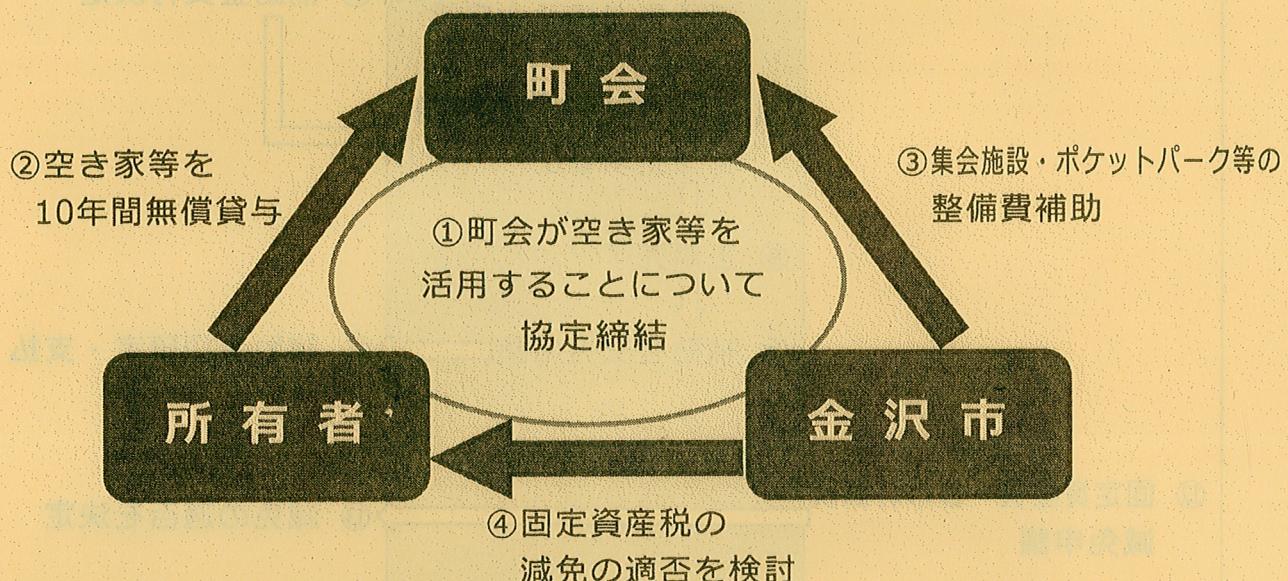
皆様の町会に「活用されていない空き家」は、ありませんか。
空き家を地域の皆様で活用するための制度ができました。

「地域連携空き家等活用事業」のご案内

金沢市では、空き家や空き家の跡地を町会の集会施設やポケットパークなどとして活用し、地域コミュニティの活性化を図るために「地域連携空き家等活用事業」を実施しています。

地域連携空き家等活用事業の概要は以下のとおりとなっておりますので、是非、この事業の利用をご検討くださいますようお願ひいたします。

1 地域連携空き家等活用事業の概要



① 協定締結

町会・所有者・市が、空き家や空き家の跡地を地域のコミュニティの活性化を図るために活用することについて、「空き家等活用協定」を締結します。

② 空き家や空き家の跡地の無償貸与

所有者は、町会に対して、空き家や空き家の跡地を10年間無償で貸与します。

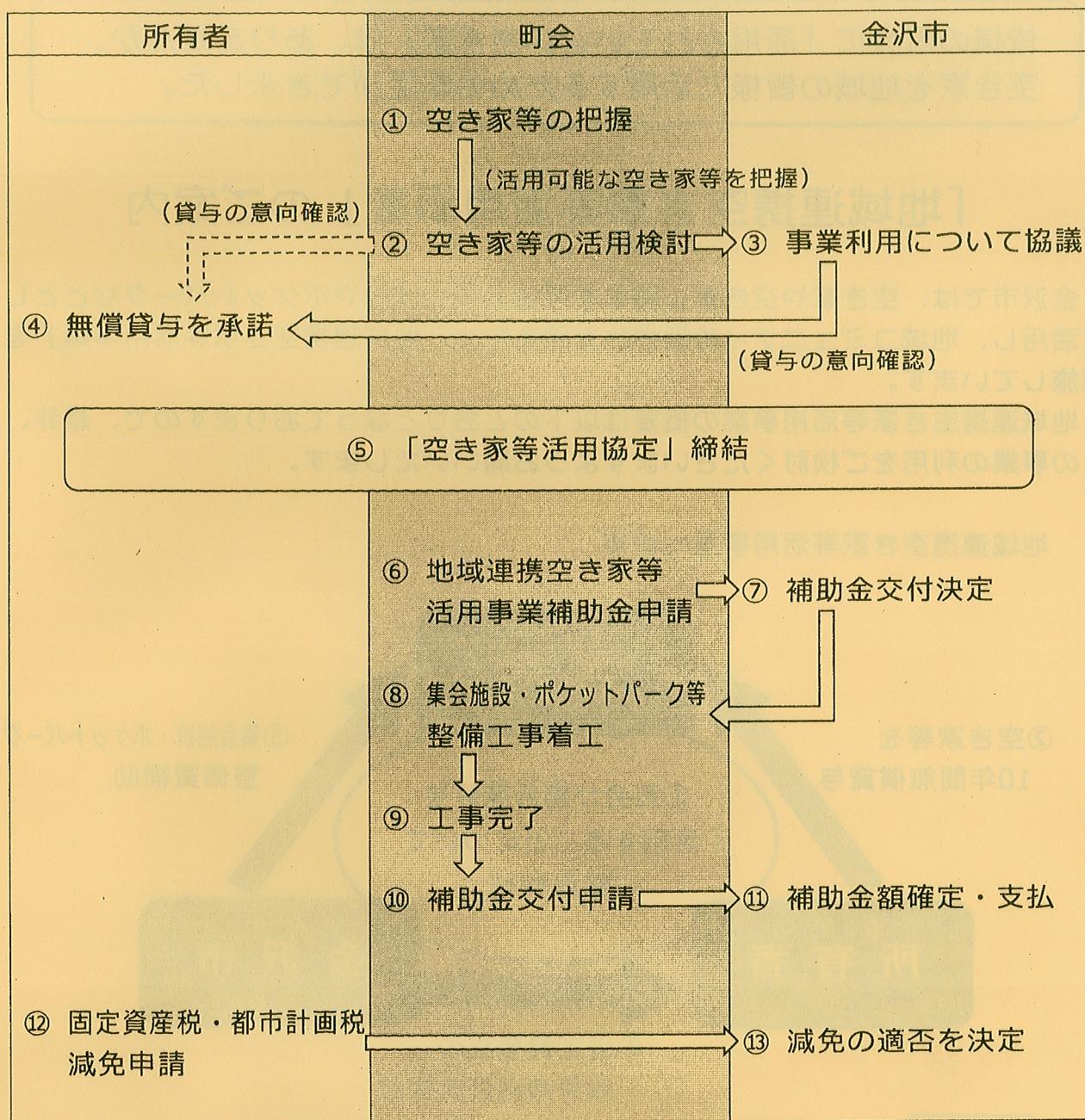
③ 集会施設・ポケットパーク等の整備費補助

市は、町会に対して、空き家や空き家の跡地を集会施設やポケットパークなどに整備するための費用の2/3(200万円限度)を補助します。

④ 固定資産税の減免検討

空き家等が一定の要件を満たす公共的な用途に使用される場合、市は、所有者に対して、固定資産税(都市計画税含む。)の減免の適否について検討します。

2 地域連携空き家等活用事業の利用までの流れ



《金沢市の空き家対策ホームページ》

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyuutaku/akiyataisaku/akiyataiasku.html>

【お問い合わせ先】

金沢市空き家総合相談窓口（都市整備局定住促進部住宅政策課空き家活用推進室）

電話番号：076-220-2137

FAX番号：076-222-5119

E-mail : jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp